PWJ ウォッチ延長保証　サービス規程（フォーアクシデント）

PWJ ウォッチ延長保証サービス（フォーアクシデント）（以下「本保証」といいます。）は株式会社プロダクト・ワランティ・ジャパン（以下「弊社」といいます。）がサービスを運営・提供します。弊社は、本保証にご加入いただくお客様に対して、延長保証書（以下「保証書」といいます。）を電磁的方法、若しくは書面にて発行します。保証書が発行され、お客様がこれを受領した時点で、本保証の加入手続が完了します。弊社は、保証書に記載された製品（以下「本製品」といいます。）について、「PWJ ウォッチ延長保証　サービス規程（フォーアクシデント）」（以下「本規程」といいます。）に定めるところに従い、無償修理（以下「保証修理」といいます。）を提供します。

第 1 条．保証範囲

本保証は、(i)本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた電気的・機械的故障で且つ、本製品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の保証規定にて保証対象となる故障（以下「自然故障」といいます。）及び(ii)本製品に破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、風災、雪災等の偶然の事故に起因して本製品の機能が正常に働かなくなる場合（以下「物損」といいます。）を対象とします。但し、第 11 条に定める適用除外事項に該当する場合には、自然故障及び物損であっても、本保証の対象外とします。

第 2 条．保証限度額

1. 自然故障の場合には、保証書に記載された保証上限金額を限度額（以下、自然故障に係る本保証の限度額を「保証限度額（自然故障）」といいます。）として本保証に係るサービスの提供を行います。なお、保証上限金額は消費税込の金額となります。
2. 物損の場合には、(i)保証書に記載された保証上限金額に下記の経年数毎に定めた割合を乗じた金額と(ii)保証書に記載された保証上限金額から物損に係る保証修理の履行により発生した累積費用（以下「保証修理累積費用」といいます。）を差し引いた金額のいずれか低い金額を物損の場合における保証限度額（以下「保証限度額（物損）」といい、保証限度額（自然故障）と併せて「保証限度額」と総称します。）として本保証に係るサービスの提供を行います。

販売日から	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満
自然故障	販売店保証/メーカー保証	100%	100%	100%	100%
物損	100%	50%	40%	30%	20%

第 3 条．保証期間

本保証は、(i)自然故障については、本製品購入後 1 年経過後から始まり、(ii)物損については販売日より、それぞれ効力を生じ、自然故障及び物損のいずれについても保証書に記載された保証終了日に終了します（以下、この期間を「PWJ 保証期間」といいます。)。PWJ 保証期間内において自然故障に対する保証修理の回数に制限はないものとします。但し、物損に関しては３回目の保証修理が履行された時点で本保証は終了となります。初期不良等によりメーカー及び販売店より交換品（新品）が提供された場合、その他事由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

第 4 条．保証内容

1. PWJ 保証期間内に本製品に自然故障又は物損が発生した場合には、当該自然故障又は物損に係る保証修理に要する金額が、保証限度額に収まる範囲内で保証修理を行います。修理受付時には、弊社が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。この場合の弊社が指定する拠点までの往路若しくは復路（片道分）の送料は本保証に含まれます。
2. 本保証の無償修理は、メーカーの純正部品を用いて実施します。但し、メーカーの部品提供が困難な場合には、代替部品を使用して行うものとします。また、修理の際に交換された部品の所有権に関しては、修理実施と引き換えに弊社に移転するものとし、お客様に返却しないものとします。

第５条．代替品・補償金

1．自然故障の場合において、本保証における 1 回の保証修理に要する費用の金額が、保証限度額（自然故障）を超過する場合には、代替品（新品）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。代替品に関しては本製品と同一型番の製品の提供を行います。但し、同一型番の製品の保証限度額（自然故障）の範囲内での購入が困難な場合や、製造中止等の理由により同一型番の製品の入手が困難な場合には、保証限度額（自然故障）の範囲内にてメーカーを問わず同等機種をもって代替品とします。
2．物損の場合には、本保証における 1 回の保証修理に要する費用の金額が、第２条第２項記載の保証限度額（物損）を超過する場合には、お客様の指定する金融機関口座に保証限度額相当額を修理不能の損失保証として補償金を振込することで、保証修理に代えさせていただきます。また、お客様に当該超過修理金額をご負担いただくことで修理を行うことができるものとします。
3．本条第 1 項及び 2 項(補償金の振込がされた場合)が適用された場合における、修理依頼された本製品の所有権は、弊社に移転するものとし、弊社は、爾後、かかる本製品をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

第６条．免責金額

第５条第２項における補償金の支払いの場合には、免責として補償金から３千円（消費税込）を差し引いて振込を行います。修理実施の場合には、免責は発生いたしません。

第７条．保証の終了

以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。なお、本保証の終了により、自然故障及び物損のいずれに関するサービスも終了いたします。

1. PWJ 保証期間が満了した場合、物損での 3 回目の保証が履行された場合、代替品の提供や補償金が振り込まれた場合、超過分ご負担での修理を行った場合。
2. メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理を行えず、又は修理会社が修理のための部品等（代用部品含む。）の供給を行えない状態となった場合(事業承継等によりメーカーと同水準・同条件にて修理を行う者が存在する場合は除く。)。

第８条．保証修理の依頼方法

PWJ 保証期間内に本製品に自然故障又は物損が発生した場合には、お客様は、PWJ お客様窓口（下記記載）に連絡して保証修理をご依頼ください。保証修理受付時に、弊社より保証修理手続の手順をご説明します。なお、メーカー又は販売店での保証期間内の故障に関しては、メーカー又は販売店に修理をご依頼ください。

PWJ お客様窓口 TEL: 0800–170–2525 フリーコール　受付時間：10：00～19：00（日曜・祝日休）　E-Mail：info@pw-japan.co.jp

第９条．登録情報の変更

保証期間中にお客様情報の変更（譲渡・転売含む。）や製品情報に変更がある場合には、お客様よりこれらの情報を速やかに PWJ お客様窓口までご通知ください。

第 10 条．個人情報の使用

弊社は、本保証提供の目的の為に限定して、お客様よりご提供いただいた保証項目、個人情報等を保管、使用、処理の上、弊社の責任において、事業協力会社（修理会社・販売店・金融機関等)、保険会社等へお客様の個人情報を提供いたします。

第 11 条．保証の適用除外事項

以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

1. お客様又は第三者の故意又はメーカー保証の対象外である加工、改造、修理若しくは清掃に起因する故障及び損害。
2. 地震、つなみ、噴火、に起因する故障及び損害。
3. 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
4. メーカーの指定する消耗品（電池、バンド等）の交換に係る費用、指定外の消耗品の使用に起因する故障、及び電池切れ等によって生じた時間の差異。
5. ご使用中に生じる以下に該当する部品の概観上の変色、傷、汚れを含む損害（ケース・ベゼル・ブレスレット・クラスプ・風防・サファイアクリスタルガラス・リューズ・ボタン・ダイヤル・文字盤・針・及びダイヤモンド等の宝飾部品）。
6. 時間の差異が、弊社基準内（機械式：日差±60 秒、クォーツ式：月差±60 秒）の場合においての調整、分解清掃等の作業。
7. 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
8. 具体的な故障症状が見られない場合や本保証の対象外に起因する場合の部品交換をしない調整、点検、検査、作業等（清掃、設定、更新等で完了する場合を含む。)。
9. 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）及び保険の制度により補償される場合。
10. 弊社を経由せず、修理をご依頼された場合、本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
11. 国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障及び損害、戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障及び損害。
12. 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。本製品の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合、本製品と異なる製品（シリアル番号等が異なる場合）の修理をご依頼された場合。

第 12 条．その他の注意事項

1. 故障並びに損害の認定等について弊社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、弊社は、中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 弊社は、本保証について理由の如何を問わず、保証料金の返金は行いません。また、お客様は、本保証にご加入いただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとします。
3. お客様から販売代理店に対しての保証料金の支払いの有無を問わず、本保証の手続き完了時から３か月を経過するまでに、本保証にご加入いただいた販売代理店から弊社に対して保証料金が支払われない場合には、本保証は失効いたします。

第 13 条．保証料金の損害保険充当

1. 弊社は、保証料金を原資として損害保険ジャパン日本興亜株式会社と保険契約を締結し、本保証を運用いたします。本保険契約の締結履行、保険金請求手続その他に関し、弊社へ委託することについてお客様より事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。これに基づき、前述の手続は弊社が行います。
2. 弊社は、お客様に対して本規程に従い保証修理を提供し、保険契約に基づき保険会社より受領する保険金を当該保証修理に係る費用等の支払に充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対しても保険会社の調査が入る場合がございます。

延長保証運営会社：株式会社プロダクト・ワランティ・ジャパン（PWJ）

PWJ お客様窓口 TEL: 0800–170–2525 フリーコール　受付時間：10：00～19：00（日曜・祝日休）　E-Mail：info@pw-japan.co.jp